

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第 21 号

◎旅客営業規則の一部改正について（適用日：令和元年 11 月 20 日）

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和元年 11 月 20 日から適用する。

令和 2 年 1 月 10 日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
島田 修

第 125 条第 1 項第 1 号イの(二)の a を次のとおり改める。

a 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の a に定める区間に対する特定特急料金

(a) 当該区間の営業キロが 50 キロメートル以下の場合

880 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,090 円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,330 円とし、東海旅客鉄道会社線内、西日本旅客鉄道会社線内（北陸新幹線を除く。）及び九州旅客鉄道会社線内にあつては、870 円とする。

(b) 当該区間の営業キロが 50 キロメートルを超える場合

1,000 円とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,520 円とし、東海旅客鉄道会社線内及び西日本旅客鉄道会社線内にあつては、990 円とする。